

ひろがる京の木整備事業 (住宅タイプ)



京都府農林水産部
林業振興課



事業の概要

①趣旨

府民が木とふれあい身近に感じる環境を拡大し、森林資源の循環利用及び地球温暖化の防止等に寄与

②事業内容

住宅の新築、増改築、修繕、内装工事における府内産木材、北山丸太、京銘竹の購入費を支援

③交付対象者

緑の工務店

特定事業者(建設業許可を有しない事業者が、建設業許可が不要な工事を行うもの)

④交付対象建築物

京都府内及び府外の住宅

⑤補助率等

府内産木材、北山丸太製品、京銘竹製品の購入費にそれぞれの補助率を乗じた額の合計

対象木材	補助率
京都の木証明書が発行された木材	木材購入費の 10%以内 (補助金の上限額: 6万円/m ³)
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された木材	木材購入費の 15%以内 (補助金の上限額: 9万円/m ³)
北山丸太製品・京銘竹製品	製品購入費の 50%以内 (補助金の上限額: 4万円)

〈交付申請額の計算例〉

京都の木証明書が発行された95,000円/m³の木材を7.50m³購入 (712,500円)と、
ウッドマイレージCO₂京都の木認証書が発行された95,000円/m³の木材を6.00m³購入(570,000円)
した場合。

①京都の木証明書が発行された木材

$$712,500\text{円} \times 10\% = 71,250\text{円}$$

②ウッドマイレージCO₂京都の木認証書が発行された木材

$$570,000\text{円} \times 15\% = 85,500\text{円}$$

計 156,000円 (71,250 + 85,500 = 156,750)

※千円未満切り捨て

〈交付申請額が上限を超えない場合の計算例〉

認証材、証明材それぞれの金額(合計)と材積(合計)から算出したm³単価を上限額と比較します。

① 京都の木証明書が発行された木材

使用した京都府産木材	交付申請額の計算	補助金のm ³ 単価
95,000円/m ³ の木材を4.50m ³	427,500×10% = 42,750円	
700,000円/m ³ の木材を0.20m ³	140,000×10% = 14,000円	
小 計 4.70m ³ (a)	56,750円(b)・・・	12,074円/m ³ (b/a)

60,000円/m³以内

② ウッドマイレージCO₂京都の木認証書が発行された木材

使用した京都府産木材	交付申請額の計算	補助金のm ³ 単価
95,000円/m ³ の木材を4.00m ³	380,000×15% = 57,000円	
150,000円/m ³ の木材を2.00m ³	300,000×15% = 45,000円	
小 計 6.00m ³ (c)	102,000円(d)・・・	17,000円/m ³ (d/c)

90,000円/m³以内

合 計 (b+d) 56,750 + 102,000 = 158,750円
 補 助 金 額 (千円未満切り捨て) 158,000円

〈交付申請額が上限を超えた場合の計算例〉

認証材、証明材それぞれの金額(合計)と材積(合計)から算出したm³単価を上限額と比較します。

京都の木証明書が発行された木材の場合
使用した京都府産木材

交付申請額の計算

補助金のm³単価

$$\frac{700,000\text{円/m}^3\text{の木材を}0.20\text{m}^3}{\text{合計} \quad 0.20\text{m}^3\text{(e)}} \quad 140,000 \times 10\% = 14,000\text{円}$$
$$14,000\text{円(f)} \cdot \cdot \cdot 70,000\text{円/m}^3 \text{ (f/e)}$$

上限60,000円を超えるため
補助金額は60,000円×0.2m³
= 12,000円

上限の60,000円/m³を超える

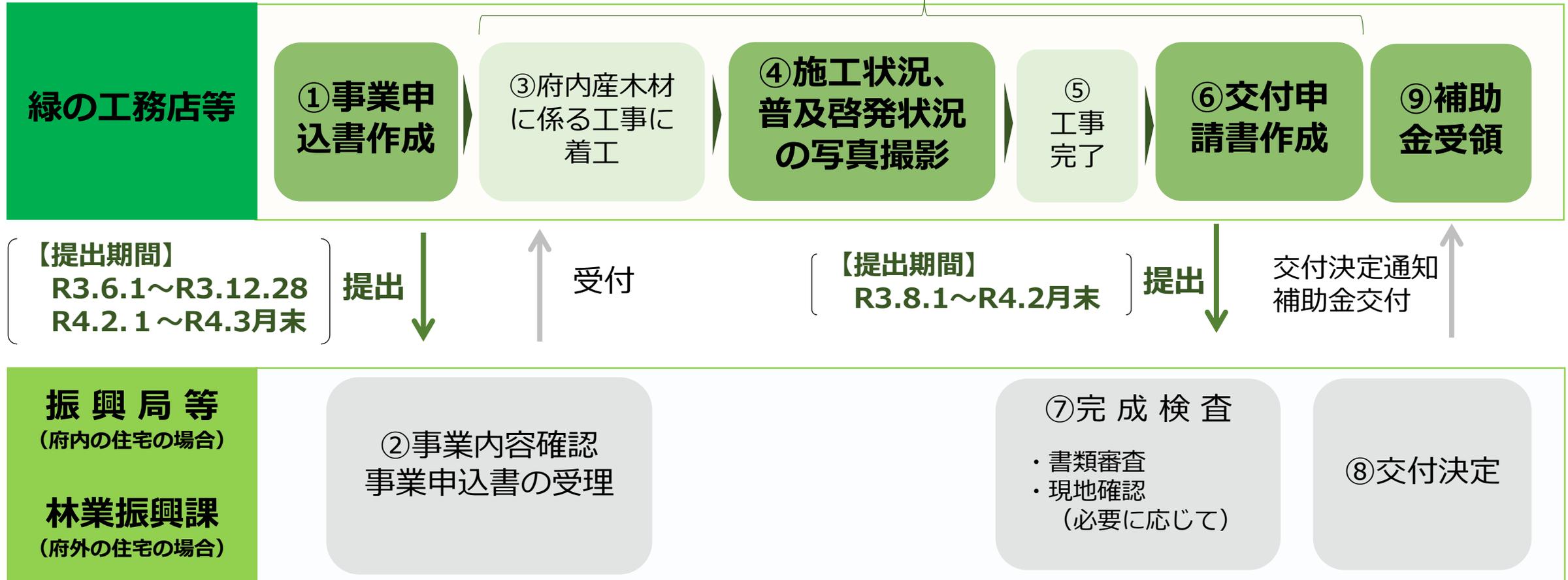
(注)ウッドマイレージCO₂京都の木証明書が
発行された木材の上限は90,000円/m³

要件

- ① 国、地方公共団体又はその他公的機関が所有又は整備する建築物でないこと
- ② 交付対象者が府内産木材使用に係る他の補助金を受けていないこと
- ③ 仮設でないこと
- ④ 宗教活動や政治活動に用いるものでないこと
- ⑤ 工事期間中、府内産木材の普及啓発（例えば、のぼりの掲示など）に協力すること
- ⑥ 木材の加工流通業者と京都府産木材の購入について連携（ジョイント）を行っていること

手続き等の流れ

※申請内容に変更があれば、③から⑥の間に、変更申込書の提出



書類記入の注意点

①事業申込書（別記第1号様式）

変更申込書でなければ
(変更) に取消線を引く

緑の工務店の場合は
登録番号 (H●-MJ-●) を記入

変更申込書でなければ
(第7) に取消線を引く
変更であれば第6に取消
線を引く

木材使用予定量（ジョイント計
画書に記載の合計材積）は小数
点以下2位止め（切り捨て）

別記第1号様式（第6、第7関係）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）事業（変更）申込書

年 月 日

京都府知事 様

所在地
名称
代表者氏名
連絡先（電話）（ ）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第6（第7）の規定により、事業（変更）申込書を提出します。

記

1 工事の区分 新築 ・ 増改築等

2 交付対象建築物に関する事項

建築物の所在地	年 月 日 ~ 年 月 日
（予定）工期	
ウッドマイレージCO ₂ 、京都の木認証書が発行された木材使用予定量	m ²
京都の木証明書が発行された木材使用予定量	m ²
府内産木材の納材業者	

(取扱事業者認定番号:)
(認証機関登録事業者番号:)

〈添付書類〉

(1) ジョイント計画書 (別記第1号様式別添)

(2) 建築物の所在地を表示した位置図

申込書受付日の2箇月以降～建築物の完成後に交付申請する予定日を記入

※府内産木材の購入について他の補助金等の受給を受けている場合 (有の場合) は当事業の対象外です。

3 建築物の取得予定等	
建築物取得予定者 又は建築物所有者 (建設者の場合は別)	氏名
	現住所
4 建築確認申請等	
建築基準法等第1条第1項の規定による建築確認	有 (申請済) / 無
建築基準法等第15条第1項の規定による建築工事届	有 (申請済) / 無
5 交付申請予定等	
交付申請予定額	① ウッドマイレージCO ₂ 京都の木証証書が発行された木材 _____円 (税抜) × 0.15 = _____円 (上限額: 1㎡あたり90,000円) ② 京都の木証証書が発行された木材 _____円 (税抜) × 0.1 = _____円 (上限額: 1㎡あたり60,000円) ③ 北山丸太製品・京銘竹製品 _____円 (税抜) × 0.5 = _____円
	(上限額: 40,000円)
	計 _____円 (千円未満四捨五入)
交付申請予定時期	年 月 以後 年 月 以前
6 他の補助金等に関する確認	
本補助金以外の府内産木材等の 使用に係る補助金等の受給の有 無	有・無 (有の場合) 事業名 ()

【ジョイント】

ジョイントとは、事業実施主体が府内産木材を購入することを目的として工務店等が木材加工業者又は流通業者と連携を組むこと。

ジョイント計画書(別記第1号様式別添)
 工務店名
 木材加工業者名
 流通業者名

本事業では木材の加工流通業者と府内産木材の購入について連携（ジョイント）を行っていることが要件となっていますので注意して下さい。

小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで記入

m³を単位として小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで記入
 合計値は、申込書の府内産木材利用予定量の合計値と同じ値となるよう記入

■ジョイント内容

木材の種類	工務店名 ()			
	樹種	本事業で利用する補助対象木材の材積 (m ³) ※小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで記載をお願いします	木材加工業者名 ※最終加工業者	流通業者名 ※工務店への納入業者
柱材	製材			
	集成材			
構架材	製材			
	集成材			
羽柄・下地				
造作材				
合板	構造用			
	非構造用			
その他※1 ()				
合計		0.00		

※1その他の場合は () 内に具体的な名称を記入してください。

⑥交付申請書（第3号様式）

〈添付書類〉

(1)事業実施報告書（第4号様式）

(2)ジョイント実績報告書（別記第4号様式別添）

(3)京都の木証明書又はウッドマイレージCO₂京都の木認証書（写し）

(4)施工状況及び普及啓発状況の写真

(5)府内産木材の納品書、明細書及び領収書の写し

(6)北山丸太、京銘竹に関する確認書類

(7)府内産木材等使用確認書（第5号様式）

[特定事業者は追加で(8)と(9)を提出]

(8)府税の納税証明書

(9)誓約書（第6号様式）

交付申請の注意点

- ・ 交付申請予定額の増加又は3割を越える減少がある場合は、事業変更申込書の提出が必要です。
- ・ 交付申請は事業申込書の受理から2箇月以上後、かつ、建築物の完成から1年以内に行ってください。

年 月 日

京都府知事 様

所在地 〒
名称
代表者氏名
連絡先（電話）（ ） -

緑の工務店の場合は、
登録番号（H●-MJ-●）を記入

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）補助金交付申請書

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第8の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____円

2 事業の内容
「ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施報告書」のとおり

3 検査済証

建築基準法第7条第5号の規定による検査済証	有（申請窓口： _____）・無
-----------------------	------------------

4 振込先

補助金の振込先	①金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店 ②預金種目 _____ 普通・当座 ③口座番号 _____ ④口座名義人（封書き） _____ ※口座名義人は申請者と同一であること
---------	---

事業実施報告書の交付申請額と
一致しているか確認（千円未満切捨）

口座名義人と申請者が異なる場合、
委任状を添付すること

提出写真について

- 補助金の対象となっている部材の施工状況が確認できる写真
※土台、柱、梁、羽柄、床、壁等の各部材ごとに1枚以上提出するようにしてください。
- 建築期間中の京都府産木材認証制度の普及啓発活動の様子が確認できる写真
(のぼりやシートの掲示等)
- 撮影対象(部材名、対象の部屋等)と撮影日時等を明記した黒板等を入れて撮影された写真
- 全体の様子がわかる“全景”の写真と、対象部材がわかる“寄り”の写真を組み合わせてください。

〈例〉

写真寸法

(注) 127mm以上

(注) 89mm以上



(注) 黒板等も入れて撮影



施工中の全景及び普及啓発の様子 (のぼりの掲示)



土台



柱



梁



羽柄



床



壁 (●●部屋)



外壁



北山丸太製品施工状況の写真

北山丸太製品・京銘竹製品の添付書類

- ①北山丸太製品・京銘竹を使用した施工状況の写真
- ②購入金額の確認できる書類・・・領収書等
- ③北山丸太製品・京銘竹製品であることを確認できる書類・・・ラベルの写し

(ラベルの入手が困難な場合は製品証明書)

〈参考〉



ラベル

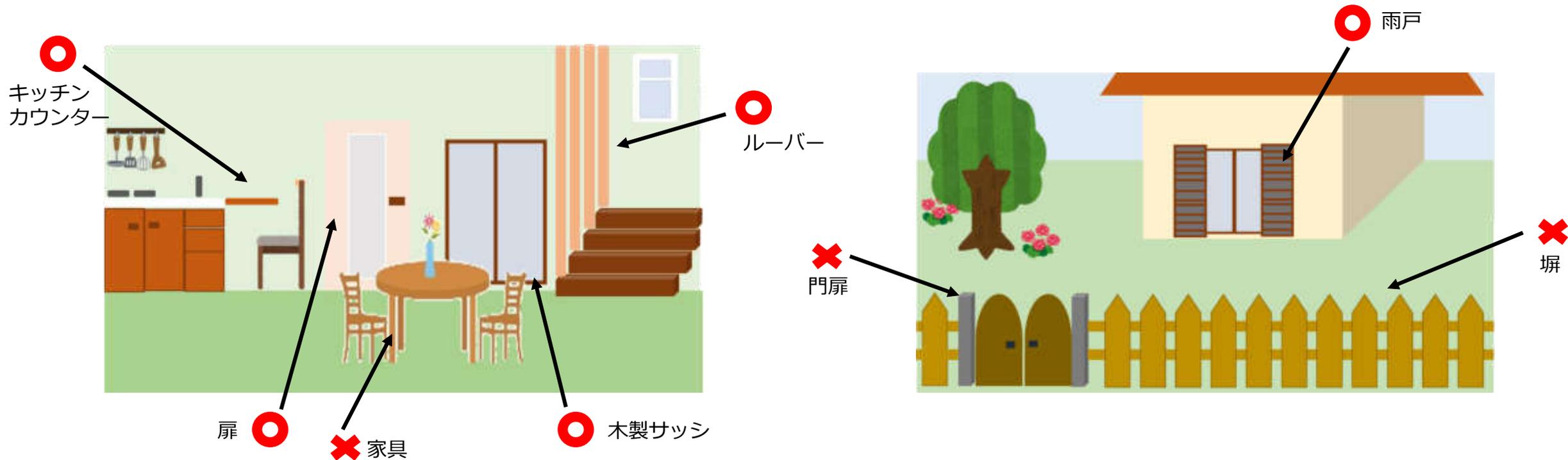


製品証明書

補助対象部位

補助対象・・・建築物に固定されるもの（例：腰壁、建具、ルーバー、キッチンカウンター等）
※外壁工事のみを行う場合も補助対象と扱います。

補助対象外・・・建築物に固定されていないもの、移動が可能なもの（例：門扉、塀、柵、家具類等）



問い合わせ及び書類提出先

補助を受けようとする住宅の立地によって窓口が異なりますのでご注意ください

窓口	窓口の所在地	所管区域（補助対象施設の所在地）
京都府山城広域振興局 林業振興係 (☎0774-21-3450)	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府南丹広域振興局 林業振興係 (☎0771-22-1017)	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都府中丹広域振興局 林業振興係 (☎0773-62-2586)	〒625-0036 舞鶴市字浜2020	福知山市、舞鶴市、綾部市
京都府丹後広域振興局 林業振興係 (☎0772-62-4306)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
京都府京都林務事務所 林務課 (☎075-451-5724)	〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入三丁町449	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
京都府農林水産部 林業振興課木材産業係 (☎075-414-5011)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	京都府外

詳細は京都府ホームページにてご確認ください

京都府HP

<https://www.pref.kyoto.jp/rinmu/hirogarukyounokiseibijigyojyuutakutaipu.html>

- ※提出書類の書き方、注意点、提出写真の撮影方法、手続きの流れ及び府内産木材等の用語について等を「申請手引き書」に掲載しております。
- ※「よくあるご質問集」も随時HPに更新しております。

申請前に必ずご確認ください